

【資料 1】

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行財政運営を行なうため、平成29年3月に第三次坂井市行政改革大綱に基づく61項目の新たな実施計画に取り組み、令和4年度末の時点で16億円の財政効果を達成しております。

第三次行政改革大綱は令和6年度をもって計画期間が終了しますが、人口減少や公共施設の老朽化による財政状況の悪化が予測される中、更なる改革を推し進め、坂井市総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとした重要施策に経営資源を重点的に投入できる体制を構築するため、次期行政改革大綱の策定を行います。

大綱の策定と、大綱に基づく行政改革の推進にあたり、市民目線による検証と意見をいただくため、第10期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたします。

別紙 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

2. 行政改革の推進体制

【資料2】 行政改革の推進体制

3. 任期期間

委嘱の日から令和8年3月31日まで

4. 役割

(1)第三次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理（令和6年度）

(2)第四次坂井市行政改革大綱策定にかかる答申（令和6年度）

(3)第四次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理（令和7年度）